

特別記事

太田俊太郎君学位請求論文審査報告

I 本論文「アメリカ合衆国大統領選挙の研究」は、アメリカ合衆国の大統領選挙に関していくつかの視角から分析した総合的で重厚な研究である。本論文はまた、著者が長年全精力を費やし、一貫して追求してきた研究の集大成でもある。

本論文の構成は以下の通りである。

序

第1部 選挙制度、政党、有権者

第1章 大統領選挙人団制の成立

——建国父祖による大統領選出の構想と現実

第2章 大統領選挙人団制の問題点と改革論

第3章 大統領予備選挙制の問題点

——その長所と欠陥

第4章 都市化と政界再編

第5章 アメリカ政治における郊外

——都市化の第三段階としての郊外化と政界再編

補論 ケヴィン・P・フィリップス著『出現しつつある

多数派としての共和党』をめぐって（紹介と批評）

リチャード・M・スキヤモン、ベン・J・ワッテ

ンバーグ共著『真の多数派をめぐって』（紹介と

批評）

第6章 有権者の態度変化

第2部 一九六〇年以降の各大統領選挙

資料 大統領選挙の仕組み

第7章 一九六〇年のアメリカ大統領選挙

——カトリック系大統領出現の政治史的意義

第8章 一九六四年のアメリカ大統領選挙

——ゴールドウォーター現象の分析

第9章 一九六八年のアメリカ大統領選挙

——民主党の分裂と少数派大統領共和党ニクソンの登場

の登場

第10章 一九七二年のアメリカ大統領選挙

——マクガヴァン進出の背景と意義

第11章 一九七六年のアメリカ大統領選挙

第12章 一九八〇年のアメリカ大統領選挙

第13章 一九八四年のアメリカ大統領選挙の結果と分析

第14章 一九八八年のアメリカ大統領選挙にみる民主党の

苦悩

——守勢に立つリベリズム

第15章 一九九二年のアメリカ大統領選挙と今後の日米関

係

——保守主義からリベリズムへの転換か

あとがき

索引

以上の構成からただちに看取できるように、第1部はアメリカ合衆国の大統領選挙制度、とりわけ大統領選挙人団制についての分析、および都市化・郊外化の含意についての検討、そして一九六〇年代にみられた有権者の態度変化の考察からなる。

また第2部は、一九六〇年から一九九二年に至るまでの大統領選挙についての各論的で個別的な分析である。

II 本論文を構成する一五の章はすべて高い学術的価値を有するが、とくに第1章は特筆に値する優れた研究成果であるように思われる。

本章において著者は、合衆国憲法において大統領選挙人団による大統領の間接選挙という制度が採用された経緯と

その理由について、フィラデルフィアでの憲法制定会議の議事録などの一次的資料に丹念にあたひながら、詳細に分析している。

著者によると、大統領選出方法に関して憲法会議はさまざまな案を検討したが、原理的には連邦議会による選挙、人民による選挙、州政府（州議会ないし州知事）による選挙のうち、最終的には、いずれか一つだけを採用するのではなく、三つを巧みに混合することによって問題の解決を試みた。ただし、注目に値するのは、憲法会議がその全審議過程を通じて、議会による大統領選出案に五回も賛成投票を行なったことである。すなわち、アメリカ合衆国は著者の表現を借りれば「間一髪のところ」で「一種の議会制ないし議院内閣制を採用するところであった。

それにもかかわらず、議会による大統領選出案が実現しなかったのは、当時あまりに弱体な行政部のもとのあまりに強大な立法部による専制を恐れた憲法会議委員が、この案に執拗に抵抗したからであった。彼らは、議会によって選出される行政首長は議会の手先になってしまい、立法部を十分に抑制できるだけの独立性をもつことができないと危惧したのであった。

他方で、J・ウィルソンやJ・マディソンらは、行政首

長を人民による直接選挙で選出することを主張した。しかし、当時人民の成熟度に対する懐疑心はきわめて強く、また同時に全国的組織をもつ一部団体が跳梁することに対する警戒心も小さくなかった。ここで著者が強調する興味深い指摘は、当時参政権の規定が各邦においてさまざまであり、かといってこれを克服するために憲法において全邦に及ぶ統一的な規定をすることも到底不可能であったという点である。

選挙人による大統領選出案は、以上のようないくつかの障害を巧みに回避した修正案であった。各州の議会に選挙人の選出（州議会自体による選任あるいは人民による選挙など）を任せる方法は、連邦制の原則にも適っていた。「大統領選挙人団制の極めて重要な側面は、それが憲法会議の障害を乗り越えさせ、すべての利益を守ったということであり、ここに大統領選挙人団制の成立の大きな理由が潜んでいた」という著者の結論は、制度生成過程の新たな理解に大きく貢献するものである。

ところで、周知のとおり、大統領選挙人団制はその後の政党の発達により、早くも一九世紀前半には当初の機能を失うことになったが、制度そのものは今日でもそのまま残存している。しかし、一九六八年の大統領選挙において、

第三政党から立候補したジョージ・ウォーレス候補は、選挙人票の過半数を獲得する候補がいない場合、二大政党の候補者と交渉し、政策で妥協が成立すれば当該候補者に自分が獲得した選挙人票を提供することを企図した。これは著しく論争的な手法であったが、このような方法が合憲であるか違憲であるかについて、憲法の文言も不明確であった。結局このことが一つの契機となって、選挙人団制の廃止を求める世論が盛り上がり、ついに一九六九年九月下院は建国以来の大統領選挙人団制を廃止し、直接選挙で大統領および副大統領を選出する憲法修正案を可決したのである。

本論文の第2章で著者が分析の対象にしているのが、まさにこのような選挙人団制の欠陥についてである。そして、著者はこれまで議会で提案されてきた改革案を、(1)選挙人区制、(2)比例配分制、(3)直接選挙制の三種類に分類し、それぞれの背景、政治的利害、そして長所短所を仔細に検討している。そのうえで、著者は、直接選挙制こそが現行制度下のさまざまな不合理を解消する最善の方法であると結論している。

アメリカ政治史において、選挙人団制が一九六八年の選挙ほど濫用の危機に曝されたことはなかったし、また選挙

人団制を廃止する憲法修正案が現実に下院を通過したことも前代未聞であった。にもかかわらず、このような経緯をこんにち知るものはほとんどいない。このように、ジョージ・ウォーレスの戦略を具体例に取りあげながら、選挙人団制に内在するもつとも根本的な矛盾を摘出した本章の貢献はきわめて大きいと考えられる。

ところで、現在では、民主党・共和党の二大政党の大統領候補の指名を勝ちとろうとするものは誰しも、所属政党の予備選挙ないし党员集会に参加し、州ごとに地道に代議員を獲得せねばならないことは、アメリカ政治の常識でありまた鉄則となつてゐる。しかしながら、実際にはこのような選出方法は一九七二年になつて定着したきわめて新しい現象にすぎない。本論文の第 3 章は、候補者指名過程の根本的ともいえる変化を見抜き、ヒューバート・ハンフリーのように予備選挙の洗礼を受けようとせず、指名を「横取り」しようとする「オールド・ポリティックス」的手法はもはや通用しなくなったことを指摘している。

本章はまた、大統領予備選挙制の短所についても詳細な検討を行なつてゐる。ここでは、期間が長過ぎ、また費用がかかり過ぎること、投票率が低いうえに、「ヤンキー保守主義の牙城である」ニューハンプシャー州の有権者の意

向が過剰に代表されること、そして党内抗争を激化させる傾向があること、などが指摘されている。これらの欠点は、こんにちにおいてもそのままアメリカ政治研究者によつて指摘され続けている。

第 4 章と第 5 章は、いずれも都市化と郊外化がアメリカ政党政治の力学に与えた影響を考察している。一九六八年の大統領選挙において初めて、郊外の有権者の総数が、都市部、および小都市・農村部の有権者数を凌駕したが、それとともに郊外は二大政党の勝敗の帰趨を決する場ともなつたのである。

第 4 章は主として歴史的な視点から、まず一九世紀終わり頃の都市化の第一段階において、共和党が産業化・都市化の趨勢に巧みに対応し、都市の政党として長期的な優位を確立したことを明らかにしている。しかし、一九二〇年代の第二段階において、今度は民主党が、党内で農村勢力が衰退し大都市移民票の比重が高まるにつれ、大都市で優位に立った。とくに二大政党としては初のカトリックの大統領候補として一九二八年の民主党大統領候補に指名されたアル・スミスは、敗れはしたものの、北部の上位一二の大都市では初めて共和党の得票を上回り、その後の都市政党としての民主党の活路を拓いた。まさに、ニューデュー

ル期の「ローズヴェルト革命」の前に「アル・スミスの革命」が存在していたのである。

都市化の第三段階を扱う第5章では、直接郊外化の問題が論じられる。一九五二年の大統領選挙以後顕著になった郊外の有権者の過半数は、共和党支持者である。すなわち、郊外は共和党の強固な支持基盤となった。郊外居住者の多くは大都市の中心部からの移住者であるが、ここで分析されるのは、それではなぜ郊外居住者はこのように強い共和党色をもつようになったのであろうか、という問題である。本章ではこの問いに関して二つの仮説が比較検討される。

これは、郊外の環境ゆえに移住者は共和党支持者に転向したのか（転向説）、あるいはすでに共和党支持の態度をもった人びとが郊外に移住しただけなのか（移植説）、という問題である。これに対し、著者は基本的には移植説を支持しながらも、いくつかの興味深い論点を提示している。とくに、郊外票は、政党とは別に、勝利した大統領候補者に傾斜する傾向をもっていること、また民主党が強い郊外地域も約三分の一程度存在していて、郊外も多様性をもっていることが重要である。

そのうえで著者は、郊外での共和党の伸長が必ずしも多くの論者が予想しないし期待するほどではない可能性に言及

しているが、この指摘は、一九七〇年代から八〇年代にかけて確かに郊外で共和党が党勢を伸ばしたものの、その後それは一定の範囲内に留まったことを考えると、きわめて慧眼であったといえよう。

この後に続く第6章も、有権者の投票傾向の変化に関する分析であり、先行する二つの章と基本的には同じ系譜の研究であるが、とくに一九六〇年代後半以降に顕著になったいくつかの現象を分析対象にしている。その一つは脱政党化現象、第二は争点志向的な投票態度、そして第三は政治不信である。

一九六〇年代にみられたもつとも顕著な脱政党化現象は、無所属有権者の著しい増加であった。著者はこの原因を詳細に検討しているが、公民権法成立のような個別的で政治的な原因で誕生した無所属有権者のほかに、教育程度が高く、政治問題や選挙の意味を理解している等の特徴をもつ新しい類型の無所属有権者の登場をここで指摘している。

脱政党化現象のもう一つの側面は、政党の機能喪失、とくに問題対応能力の不足、政策案提示力の欠如、そして候補者指名過程での影響力の喪失である。著者は、この現象が容易に回復する現象ではなく、むしろ長期的な現象であることを示唆している。

第二の争点志向型投票の増大は、同時に分割投票の増大を意味していた。これはやはり一九六〇年代に急速に増えている。本論文では、分割投票を行なう有権者は各レベルの選挙において、支持政党とは無関係に自分の票を使い分けるながら、自己の選好にもっとも近いと思われる候補者に投票する合理的な投票者である、と特徴づけられている。

これはまた、アメリカ政治の争点そのものが、比較的容易に妥協が可能な経済問題から一挙に質的に拡散し、法と秩序、同性愛、人工中絶など、社会的ないし文化的問題をも包含するに至ったことの反映でもある。これらの問題が支配的な政治的争点として提示されるとき、妥協や融和よりも分極化が促進されざるをえない。一九六〇年代にみられた有権者の態度変化は、このような支配的争点の変化によっても引き起こされていた。

この時代に顕著になった第三の政治現象は、政治不信の昂進である。これは一般的には、政府に対する信頼の低下、シニシズムの増大、投票率と政治の有効性感覚の低下として表現された。ただし、ここで興味深いのは、一部の学歴の高い若い有権者の間で、ベトナム反戦運動にみられるように、選挙以外のより直接的な政治参加を志向する傾向が増大してきたことである。一九六〇年代の政治参加の高ま

りは、一九七二年にジョージ・マクガヴァンがグラス・ルーツの支持者の支援によって民主党大統領候補指名を獲得した例にみられるように、アメリカ政治の既成の枠組みを大きく変えることに貢献したのである。

このような変化を踏まえて、著者は民主党が市民的参加の基盤を広げることにより、新たな民主党連合を復活させる可能性を示唆している。ただし、本論文は民主党内の「新しいエリート」の「ニュー・リベラリズム」と、ブルー・カラー労働者を中心とする「オールド・リベラリズム」の対立の深刻さにも注意を喚起している。その後の民主党の長期にわたる党内対立を思い起こすと、これはきわめて妥当な指摘といえよう。著者は本章で、一九六〇年代に支配的争点が経済的争点から「生活の質や人間的諸価値に関わる抽象的・原理的価値」へと移行したことで、アメリカ政治が根本的な変化を遂げ、必然的に不安定化したことを指摘しているのである。

III 第2部「一九六〇年以降の各大統領選挙」は、一九六〇年から一九九二年のすべての大統領選挙についての各論的な分析である。

第7章は、そのなかでもアメリカ政治史におけるカトリ

ック問題という文脈においてケネディの当選を考察しており、単に一九六〇年選挙の分析であるのみならず、カトリック問題の史的考察としての性格も合わせもっている。

著者は、一九六〇年の選挙が注目に値するのは、カトリック候補ケネディが勝利したためではなく、むしろその勝利がきわめて僅差であったためであると主張する。すなわち、一九六〇年にもアメリカには依然として伝統的な反カトリック感情が強く残存していたのであり、このような認識が本章の問題提起の出発点となっている。

本章は一九二八年の民主党大統領候補にカトリックのアル・スミスが指名されながら、全国的には大敗した例から説き起こし、ニューディール期にカトリック系労働者が基本的にには民主党政権を支持しながら、その後中産階級化したがゆえに今度は共和党支持の傾向が生まれてきたことに触れている。また、著者はカトリック系有権者が一九五〇年代にマッカーシズムを大衆レベルで支える一面があったことも、指摘している。

一九六〇年の選挙は、本来当時の基本的な多数党であった民主党にとってきわめて有利な状況がありながら、とくに信仰心の強いプロテスタント系の有権者の間にかなり強い反カトリック感情が存在したがゆえに、民主党の僅差の

勝利に終わった。また著者は、一九六〇年の選挙は、その後アメリカ政治でますます顕著になっていった宗教的要因の重要性を早い時期に明確に示したものと、位置づけることができることを示唆している。

続いて、第8章「一九六四年のアメリカ大統領選挙」も、ニューディール時代以来共和党が経験してきた党内対立の歴史を踏まえて執筆された力作である。共和党のディレンマは、当時の有権者の間で圧倒的に人気のあるニューディール政策に直面して、どのような対案を提出するか、であった。党内保守派の選択肢は、徹底的な反ニューディールであったが、穏健派のそれはニューディールの基本的な受容であった。後者はときに模倣主義とも呼ばれた。しかし、現実には共和党の主導権は、一九四〇年以來、穏健派によって握られており、とくに一九五〇年代にはアイゼンハワーを大統領に当選させて、党内での主導権を握っていた。したがって、保守派はようやく一九六四年に真の保守主義を掲げて、「隠れた」保守支持者の票を掘り起こすチャンスを獲得した。結果は、共和党の惨敗であったが、著者によれば、それにもかかわらず、この選挙は長期的にみると、いくつかの興味深い動きを含んでおり、著者はそこからきわめて先取りの結論を引き出している。たとえば、

共和党候補のゴールドウォーターは、当時の共和党候補としては異例にも南部での勢力伸張を重視する戦術を採用した。結果的に、彼は全国的には大敗したなかで、深南部五州の獲得に成功した。他方で、伝統的にヤンキー保守主義の牙城であったニューイングランド地域は、民主党候補のジョンソンに席卷された。しかし、ゴールドウォーターによれば、もし共和党がこの地域に依存しないですむのなら、この地域を代表する党内進歩派ブロックに依存する必要もなくなり、ニューデイルの模倣主義も清算することが可能になるのであった。一九六四年においては、ゴールドウォーターの政策は、孤立し疎外感を強く抱いた少数右翼の思想に過ぎなかったが、長期的にみれば、こんにちの共和党の姿は、まさしくこの論文で示唆されているとおり、基本的に南部保守派の政党となっているのである。

第9章では、ニクソンが、一方で上流中産階級の出身者が多くを占め、既成の価値観に反発を抱く学生などの若い世代の要求を代弁しようとする「ニュー・ポリティックス」派と対立しながら、他方でベトナム戦争の早期終結を課題としていたことを指摘している。ここではとくに、議会の少数党の代表であるニクソンが、当選後いかにして大多数のアメリカ国民の信頼を勝ち得ることができるかどうか

かが、もっとも重要な課題であると結論づけられている。

第10章では、マクガヴァンと彼の奉じるニュー・ポピュリズム運動の進出の背景に存在した幅広い支持基盤に触れながら、一九六八年のユージン・マッカーシーのニュー・ポリティックス運動と比較すると、マクガヴァンの方が、一部の学生やインテリ層だけでなく、下層勤労階級、黒人その他の少数民族、そして都市有権者など、幅広い層に支持を拡大していたことを指摘している。そして、このようなタイプの選挙運動は、短期的には民主党組織を動揺させたが、長期的には党の支持基盤を拡大する可能性があるとして評価している。

第11章は、大統領候補の指名を獲得するためには、もはやいかなる著名政治家も予備選挙への参加を回避できなくなったと主張する。また、この頃からアメリカ社会の保守化が顕著になったが、本論文では、保守化についての単純な理解を退け、中産階級は新しいエリートの文化的ラディカリズムの衝撃に対しては保守化しつつも、経済問題に対しては依然としてリベラルな態度を維持していると判断している。

第12章は、一九八〇年の選挙について分析している。ここではいわゆる「福音宗教」諸派が大衆レベルに保守感情

を伝播するうえで積極的役割を果たしていること、またそれがレーガンの保守的立場と緊密な一体性をもっていることが重視されている。さらに、レーガンの公約が、下層中産階級の白人ブルーカラー層によってもっとも強く支持されていることが述べられている。

第13章は、アメリカ政治において現職であることがもはや有利でなくなった一九八四年の大統領選挙において、現職のレーガン大統領が圧勝した要因を詳細かつ多面的に探っている。著者は、たしかに有権者によって「強いアメリカ」の復活と好調な経済が評価されたことを認めつつ、共和党が連邦議会と州知事選挙で不振に終わっていたために、レーガンの勝利は「条件付きのマンデート」ないし「現状維持のマンデート」であったと解釈している。

第14章は、民主党のデューカキス候補が敗れた一九八八年の大統領選挙を対象にしながら、とくに予備選挙制度との関係で容易に勝つことのできない民主党の苦悩を分析している。すなわち、予備選挙制度は一方で草の根民主主義の象徴であるが、他方で実際にそこで投票するのは時間的にまた経済的にも余裕のある人びとであり、民主党の場合それは、リベラル派の候補が指名を獲得しやすいことを意味している。その結果、本選挙では民主党の候補はモンデー

ルやデューカキスの場合のようにリベラル過ぎるとみなされ、敗北し続けてきたのである。

最後に第15章では、以上のような文脈でみたとき、クリントンが従来の民主党候補と異なる中道路線を大胆に採用したことが、高い評価に値するとされている。著者によれば、このような政治スタンスは、とくにレーガン・デモクラッツを取り戻すために適切であった。

IV 各章の個別の論点ないし評価については、すでに触れたとおりである。ここでは、本論文全体としての評価について述べることにする。

本論文は第一に、アメリカの大統領制形成過程の研究として高く評価できる。従来の研究では、なぜ大統領制が採用されたか、そしていかにしてこんにちのような大統領制が形成されたかについて焦点があてられており、その選出方法、とりわけ大統領選挙人団制の成立に関しては十分な研究がなされてこなかった。このような状況は、アメリカ本国の研究においてすら、かなりの程度妥当するものと思われる。とくにアメリカ合衆国が一種の議院内閣制を採用する直前まで行っていたこと、あるいは少なくとも一部分は、連邦制のもとで各州の選挙資格のばらつきを迂回する

一つの便法として選挙人団制が採用されたことなどは、きわめて重要な指摘である。少なくともわが国においては、資料的にも、またそこで示されているさまざまな洞察という点でも、本論文は大統領制形成の研究としては、最高水準の研究成果であるといえよう。

また、大統領選挙人団制廃止の憲法修正案が頻繁に提出され、実際に議会の一院で可決されたことを紹介しながら、当該制度の改革案を論じた章も、きわめて独自性の強い分析となっている。すでに述べたように、わが国ではそのような事実があったことすら、ほとんど知られていない。

また、本論文は第二に、大統領選挙に関するきわめて多面的かつ包括的な研究として評価することができよう。制度、歴史、都市化などの環境の変化、有権者の態度変化、そして個々の大統領選挙についての各論的分析といった形で、アメリカ大統領選挙の問題が、ほとんど余すところなく叙述されている。

さらに第三点として、著者は一貫して選挙を通じてアメリカ民主主義を理解しようとする際に、単にその肯定的側面ないし積極的側面だけでなく、すでに紹介した民主党のディレンマとの関連で触れられた予備選挙の短所に関する指摘にみられるとおり、そのネガティブな部分にも十分に

関心を払っている。すなわち、本論文では全体として広い視野から非常にバランスのとれた分析が展開されているといえよう。

第四点として、とくに第2部の一九六〇年以降の大統領選挙を分析した部分については、巧まずして優れた現代アメリカ政治史研究ともなっているため、それとしても高い評価を与えることができる。一九六〇年から一九九二年に至る期間は、アメリカ政治でもとりわけ激動の時代であった。本論文の多くの論考は同時代的観察という性格も合わせもつが、そこで示された洞察はしばしば、アメリカ政治の動向の基底を鋭く捕捉している。たとえば、一九六〇年の選挙にみられる反カトリック感情を、一九七〇年代以降に顕著になった文化や宗教をめぐる対立パターンの出発点として位置づける視点、あるいはゴールドウォーターをこんにちの共和党の出発点として捉える視点などが、その一例である。

とかくアメリカの大統領に関する研究は、夥しい数の類書にみられるとおり、いくつかの例外を除くと、皮相的で表面的になりがちである。その点で、資料に基づきながらかつまた同時に現地での体験や見聞をも折り混ぜながら展開された本論文の分析の意義は、とくに高く評価すること

ができる。

むろん、本論文にもさらに多くを望む余地がまったくないわけではない。本論文には、まれに叙述ないし分析に疎密ないしばらつきが散見されないわけではない。また、本論文は包括的かつ多面的な研究である反面、若干ではあるが分析の焦点が拡散し過ぎる嫌いがなくはない。個々の大統領選挙の分析にあたっては、より本格的な数量的データをさらに活用する余地があることも否定しがたい。また、分析の視点がときに最初に書かれた時点のそれに引きずられている傾向も見受けられるが、しかしこの点は、すでに紹介したように、先見性と独自性のあるさまじまの洞察によって十分補って余りあるというべきであろう。

もちろん以上の点も、何ら本論文の優れた価値を損なうものではないし、著者が今後さらにすぐれた研究成果を生み出すことで補っていくことが期待される。

以上の理由から、審査員一同は本論文につき、わが国のアメリカ政治研究にきわめて大きな貢献をするものであると高く評価し、よって博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいものであると、全員一致して判断する。

平成九年九月二九日

|             |             |       |
|-------------|-------------|-------|
| 主査          | 慶應義塾大学法学部教授 | 久保 文明 |
| 副査          | 慶應義塾大学法学部教授 | 小林 良彰 |
| 副査          | 法学研究科委員法学博士 | 阿部 齊  |
| 放 送 大 学 教 授 | 法 学 博 士     |       |